

# 経済建設常任委員長報告

経済建設常任委員会に付託されました案件の主なものについて報告します。

委員長 五嶋 義行

## 議案第78号「令和元年度阿蘇市一般会計補正予算について」

### 建設課所管分

委員より、「無電柱化事業委託料について、道路を新設する際に同時に整備を行うことは出来ないのか。また、本事業に関する補助金はないのか。」との質疑があり、**建設課長**から、「通常の道路改良工事より高額となります。補助制度の活用については、対象地域などの条件もあり、また、現在進めている工事状況などを踏まえると事業の実施は厳しいものと考えます。」との答弁がありました。

「県管理河川護岸雑草処理補助金について、河川に繁殖する竹や笹については、単に刈り取るのではなく、その後焼却し根まで燃やす方法は、かなりの効果が上がるものと考えられます。」との意見があり、**課長**から、「今後の参考にさせていただきます。」との答弁がありました。

### 農業委員会所管分

委員より、「耕作放棄地解消事業に関し、該当する農地は何年ぐらゐの期間、放棄されているのか。」との質疑があり、**農業委員会事務局長**から、「3年から4年の期間の放棄となっております。」との答弁がありました。

また、別の委員より、「阿蘇市内の耕作放棄地の状況を。」との質疑があり、**事務局長**から、「今年度の農地パトロールの集計結果は、約32.3haの耕作放棄地を発見しています。昨年度が28.5ha、その前の年が17.6haと、大幅に増加しているような状況です。」との答弁がありました。

### まちづくり課所管分

委員より、「事業用地（阿蘇神社周辺整備事業）の購入費について詳細な説明を。」と



護岸雑草処理を終えた乙姫川

の質疑があり、**まちづくり課長**から、「土地については路線価額を参考に坪単価5万円から6万円で算出しており、今後、購入が予定される建物については、市の評価額などを参考に算出したいと考えています。」との答弁がありました。

### 農政課所管分

委員より、「強い農業づくり支援事業補助金、アスパラ選果機の導入についての財源内訳を。」との質疑があり、**農政課長**から、「財源は国から県を経由して補助されるもので、補助率は2分の1以内、事業費が6,837万6,000円となります。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

まちづくり課所管分

議案第83号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町インフォメーションセンター）」

議案第84号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市一の宮町中央駐車場）」

議案第85号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇内牧ファミリパーク「あそ☆ビバ」）」

議案第86号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇中央公園）」

議案第87号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林水産物処理加工施設）」

議案第88号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農林畜産物直売・食材供給施設）」

委員より、「議案第85号の阿蘇内牧ファミリパーク「あそ☆ビバ」と議案第86号の阿蘇中央公園の指定期間が2年である理由は。」との質疑があり、

「6月定例議会で予算計上させていただきました本施設の電動カートについて、今後、利用料を徴収することを踏まえ、収入状況を確認する期間を要することから、今回は2年の期間設定としました。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第83号から議案第88号までは、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

観光課所管分

議案第89号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市古代の里キャンプ村）」



阿蘇市農林水産物処理加工施設



阿蘇市古代の里キャンプ村

委員より、「本施設の条件などについて詳細な説明を」との質疑があり、

「財政企画係長から、本施設の募集期間は5年で募集しています。管理にしましては市のほうからの指定管理料の支払いはなく、指定を受けた団体がキャンプ場の収入をもって運営をすることになっています。また、収益に関しては変動納付金を定めており、事業収入から経費を差し引いた残りの金額に対し、250万円を控除した額の30%を市に納付するという内容になっています。」との答弁がありました。

農政課所管分

議案第90号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市農村環境改善センター）」

議案第91号「公の施設の指定管理者の指定について（阿蘇市高品質堆肥製造施設）」

委員より、「阿蘇市高品質堆肥製造施設から発生する異臭の状況は。」との質疑があり、

「農政課長から、「これまでも指定管理者のほうで、異臭を別の臭いに転換する薬剤を使用するなどの対策を執られています。風向き、搬入される畜ふんの量や状態などによって、異臭が発生することもありますので、今後、指定管理者と新たな異臭軽減策の検討を進めたいと考えています。」との答弁がありました。

以上のような審査を経た結果、議案第90号及び議案第91号は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託された案件についての報告です。